

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○青少年の健全な育成を阻害する有害図書類の指定 第259号 (社会活動推進課) 1

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出 第20号 (選挙管理委員会事務局) 1

監査公表

○住民監査請求の結果の公表 第6号 (監査委員事務局) 4

公告

○土地改良区定款の変更認可 (農地計画課) 7

(稲沢市土地改良区、占部用水土地改良区、佐屋町土地改良区、高豊土地改良区、高浜市土地改良区、立田村土地改良区、知多南部土地改良区、知立土地改良区、富田町土地改良区、豊橋南部土地改良区及び藤高土地改良区)

○開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 7

○落札者等の公示 8

告示

愛知県告示第259号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

令和3年5月25日

愛知県知事 大村 秀章

区分	図 書 名	号 別	発 行 所 等
雑誌	実話ナックルズ	6・7月合併号	株式会社大洋図書
同	裏モノJAPAN	6月号	株式会社鉄人社

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1

項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨、資金管理団体でなくなった旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和3年5月25日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等
〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩田玲子みんなの会	岩田 玲子	岩田 玲子	半田市白山町5-210-27	令和3.4.12
近藤ひろみつ後援会	近藤 紘光	近藤 保恵	西尾市熊味町中泡原65番地	3.4.26
女性が輝く町の実現を考える会	佐々木映美	辻本 駿	西尾市上町宮東6番地	3.4.16
杉浦くひこ後援会	杉浦 邦彦	杉浦 邦彦	西尾市志籠谷町乾地142	3.4.9
高橋よしあき後援会	高橋 芳明	土川ますみ	一宮市奥町字芝原8番地	3.4.8
馬場秀樹後援会	馬場 秀樹	谷口 博史	一宮市八幡2-3-1	3.4.27
本気で半田を変える会	加藤 順三	中村 宗雄	半田市昭和町1-60-10	3.4.7

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党知多郡第一支部	大村 文俊	主たる事務所の所在地	知多郡阿久比町福住字南池100	知多郡阿久比町宮津山田1-177	令和3.3.18
		代表者	大村 文俊	山下 享司	
		会計責任者	竹内 卓美	久保 秋男	
自由民主党半田市支部	堀寄 純一	会計責任者	國弘 秀之	澤田 勝	3.4.6

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
愛知県産業資源循環協会政治連盟	永井 良一	政治団体の名称	愛知県産業資源循環協会政治連盟	愛知県産業廃棄物政治連盟	令和3.3.25
		会計責任者	堀部 隆司	加山 昌弘	
愛知県薬剤師連盟昭和支部	鈴木 弘子	代表者	鈴木 弘子	鍋谷 伸子	3.4.11
愛知県薬剤師連盟天白支部	矢野 宗敏	主たる事務所の所在地	名古屋市天白区保呂町1710	名古屋市天白区焼山一丁目502-2	3.4.4
		代表者	矢野 宗敏	蟹江 章人	
		会計責任者	瀬戸口大輔	大野 友美	
愛知県薬剤師連盟西知多支部	井上 正人	主たる事務所の所在地	東海市大田町郷中183-1	知多市八幡勘右工門沢79-1	3.4.1
		代表者	井上 正人	竹中 孝久	
		会計責任者	久野 辰男	今泉 亮	
愛知県薬剤師連盟守山支部	加納 豊	主たる事務所の所在地	名古屋市守山区花咲台1丁目905番地	名古屋市守山区小幡南1丁目15番33号	3.4.1
		代表者	加納 豊	中川 貴之	
		会計責任者	清原 貴之	高木 雄平	
新しい政治・ほりさき純一後援会	川口 新平	主たる事務所の所在地	半田市昭和町1丁目60-10	半田市柊町2丁目57番地	3.4.20
		代表者	川口 新平	中野 節蔵	

稲沢市歯科医師連盟	石黒 隆男	会計責任者	林 峰佳	吉川 裕城	3.4.15
犬山扶桑歯科医師連盟	杉浦 隆	主たる事務所の所在地	犬山市五郎丸字鷺寺11-40	丹羽郡扶桑町高雄字定松35-2	3.4.1
		代表者	杉浦 隆	青木 義忠	
		会計責任者	林 喜一	安藝 義朗	
お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会	高須 克弥	主たる事務所の所在地	名古屋市中区丸の内2丁目7-19	名古屋市東区古出来1-1-2	3.2.1
現職市長とワクワクする西尾を創る会	森島 一秋	政治団体の名称	現職市長とワクワクする西尾を創る会	未来を託せる若い市長を創る会	3.4.1
		代表者	森島 一秋	山田 慶勝	
		会計責任者	山本 健太	中村 健	
政治結社翔仁塾	若井ひとみ	会計責任者	湧田 弘成	盛田 幸一	3.4.7
政治結社大日本政翔會	湧田 弘成	代表者	湧田 弘成	盛田 幸一	3.4.7
常滑陶磁器友の会	鯉江 健彦	代表者	鯉江 健彦	渡辺敬一郎	3.4.1
		会計責任者	片岡 秀美	竹内 伸夫	
外山こういち後援会	塚崎 和俊	代表者	塚崎 和俊	黒田 節男	3.4.21
		会計責任者	小山 俊彦	浦野 雄平	
名古屋市中川区歯科医師連盟	今枝 康至	主たる事務所の所在地	名古屋市中川区万場5-502	名古屋市中川区打中2-112	3.4.1
		代表者	今枝 康至	板津 厚治	
		会計責任者	佐藤 是孝	井口 岩雄	
原田範次後援会	原田 範次	会計責任者	鎌田 宏	杉山 金弘	3.4.27
ふなびき嘉明育てる会	船引 嘉明	会計責任者	船橋 久夫	舟橋 直樹	3.4.1
山下俊輔後援会	柘植 雅二	主たる事務所の所在地	名古屋市南区氷室町8番5号	岡崎市上和田町字切戸42番地	3.4.9
		会計責任者	山下 俊輔	藤島 雄平	
山下ともや後援会	五藤 隆夫	代表者	五藤 隆夫	丹羽 徹男	3.3.1
山本靖也政策研究会	山本 靖也	主たる事務所の所在地	名古屋市北区如来町153番地	名古屋市名東区上菅2-306	3.4.6

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛知県第二選挙区支部	薬師寺道代	令和3.4.1

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岩田玲子みんなの会	岩田 玲子	令和1.5.10
かちひろきを育てる会	加知 宏紀	2.12.15
かつぎき泰生後援会	勝崎 泰生	2.11.30
ジェイテクト政治に参加する会	荻田 大介	2.11.1
道明会	薬師寺道代	3.3.31

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期年月日
近藤 紘光	西尾市議会議員	近藤ひろみつ後援会	西尾市熊味町中泡原65番地	令和3.4.26
諸岡 英実	小牧市議会議員	諸岡えみ後援会	小牧市久保一色1010-16	3.4.20

5 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加知 宏紀	かちひろきを育てる会	令和2.12.15

6 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
山本 靖也	山本靖也政策研究会	主たる事務所の所在地	名古屋市北区如来町153番地	名古屋市名東区上菅2-306	令和3.4.6

監 査 公 表

3 監査公表第6号

令和3年3月12日付けで提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

愛知県監査委員 篠田 信示
同 川上 明彦
同 山内 和雄
同 伊藤 辰夫
同 石井 芳樹

本件住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年3月12日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書、同年4月20日付けで提出された愛知県職員措置請求書の訂正・補足説明及び事実証明書、同月28日に請求人が行った陳述並びに同月29日付けで提出された愛知県職員措置請求書の訂正・補足説明により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求事項

愛知県監査委員は、愛知県知事に対し、一宮市役所と連帯して、愛知県（以下「県」という。）が資金前渡員を通じ平成29年4月28日から令和元年12月9日までに一宮市の五つの連区の民生委員・児童委員に支払った民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下「弁償費」という。）合計13,524,664円を返還させるために必要な措置を取ることを勧告することを求める。

2 監査請求の理由

民生委員法（昭和23年法律第198号）第10条で民生委員には給与を支給しないことになっている。また、愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で、県内の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付すると定められている。しかしながら、支給された弁償費全額を民生委員協議会が管理し、各民生委員・児童委員の日常活動に要する費用としてほとんど全額使用されていない先がある。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成29年4月28日から令和元年12月9日までの間に一宮市の神山、葉栗、丹陽町、大和町及び木曾川町の各連区（以下、これらの連区を合わせて「5連区」という。）の民生委員及び児童委員に対して交付した弁償費

2 監査対象機関

福祉局福祉部地域福祉課、同局児童家庭課及び尾張福祉相談センター

3 関係人調査

一宮市福祉部福祉総務課並びに神山連区民生児童委員協議会、葉栗連区民生児童委員協議会、丹陽町連区民生児童委員協議会、大和町連区民生児童委員協議会及び木曾川町連区民生児童委員協議会に対して、法第199条第8項に基づき関係人調査を実施した。

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 関係法令等

ア 民生委員法及び児童福祉法

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため活動している民間の協力機関である。民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項により児童委員に充てられたものとされている。民生委員の委嘱を受けた者は、児童委員を兼務することとなり、その任務は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力の業務等、広範囲に及んでいる。

また、民生委員及び児童委員に関する費用は、民生委員法第26条及び児童福祉法第50条第2号の規定により都道府県が負担することとされている。

なお、民生委員法第20条の規定により、民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める区域ごとに、民生委員協議会（以下「協議会」という。）を組織しなければならないことが法定されている。

イ 交付要綱

愛知県では、交付要綱を定め、弁償費について次のとおりとしている。

(ア) 弁償費の交付

愛知県内（政令指定都市及び中核市を除く。）の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

(イ) 弁償費の額（平成29年4月1日から適用）

年額59,000円（民生委員分、児童委員分各29,500円）。

なお、年度途中で委嘱又は解嘱された者の弁償費は、別表のとおり定めている。

(ウ) 交付の方法

4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して交付する。

(エ) 資金交付

福祉相談センター長は、弁償費について資金前渡の方法により資金を交付する。

(オ) 精算

資金前渡した弁償費については、民生委員・児童委員の領収書を徴し、精算を行う。

ウ 法令に定める資金前渡

法第232条の5第2項は、「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡（中略）の方法によってこれを行うことができる。」と定めている。

これを受けて、法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項柱書は、「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」と規定しており、同項第7号は、「報償金その他これに類する経費」を掲げている。

また、同条第3項は、「前2項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。」と規定している。

さらに、法第153条第1項は、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任（中略）させることができる。」という事務の委任について定めている。

(2) 民生委員及び児童委員の日常活動

交付要綱における民生委員・児童委員の日常活動の内容については、法令等による定めはないものの、県福祉局福祉部地域福祉課の説明によれば、民生委員及び児童委員個々の活動のみならず、個々の活動を支える役割を果たす協議会の活動も日常活動に含まれるとのことであった。

(3) 弁償費の交付手続

ア 福祉相談センター長から資金前渡員への交付

令和元年度まで、一宮市の民生委員及び児童委員に関する事務は、知事から事務の委任を受けた愛知県尾張福祉相談センター長が分掌しており、(1)の関係法令等により、一宮市福祉部生活福祉課長を資金前渡員に指定していた。そこで、同センター長は、一宮市の各民生委員及び児童委員（以下「各委員」という。）に交付する弁償費を、指定した資金前渡員（以下「本件資金前渡員」という。）の預金口座に上半期・下半期ごとに送金していた。

イ 平成29年度における本件資金前渡員から各委員への交付

本件資金前渡員は、各委員が受領すべき弁償費を各委員が加入する各協議会を通じて交付していた。その交付手続については、民生委員・児童委員が年度途中で交代して精算額が発生した場合を除き、各協議会が指定する預金口座に送金していた。

各協議会から各委員に対する弁償費の支払方法、内容等については、各協議会の運用によることとしており、本件資金前渡員から各委員に対して交付された弁償費については、協議会の会費等を各委員から徴収金として控除した残額を交付していた協議会もあれば、そのような控除を行わず、一旦、弁償費全額を交付していた協議会もあり、その取扱いは様々であった。

こうした弁償費の交付については、本件住民監査請求の請求人によってなされた平成30年7月10日付けの住民監査請求（以下「前回の住民監査請求」という。）において、愛知県監査委員は、直ちに違法若しくは不当な公金の支出等とまではいうことはできないと判断しつつも、改善の余地はあるとして、県に対して疑義のない交付手続となるよう検討することを要望した。

ウ 平成30年度及び令和元年度における本件資金前渡員から各委員への交付

(ア) 交付手続の改正

県は、上記の要望を受け、平成30年度以降の弁償費の交付手続を改正し、一宮市については、平成30年度及び令和元年度は、本件資金前渡員が各委員に直接弁償費を交付することとした。令和2年度まで民生委員及び児童委員に関する事務を所管していた一宮市福祉部生活福祉課の職員の説明によれば、具体的には、本件資金前渡員から指示を受けた一宮市職員が各協議会の会議に赴き、その場で各委員に対して現金で直接交付した上で、各委員から民生委員・児童委員活動費用弁償費受領書（平成30年度上半期分の弁償費の交付以降、民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書から名称変更。以下、名称変更の前後を問わず「領収書」という。）を徴していた。ただし、当該会議を欠席した各委員については、協議会の会議の場で一宮市職員から弁償費を預かった協議会会長等が、別途現金を交付した上で、各委員から領収書を徴していた。

(イ) 5連区における各委員の領収書及び本件資金前渡員の現金出納簿の記載

a 5連区の各委員に対して交付された弁償費の領収書を確認したところ、大和町連区において、平成30年度下半期分（10月～3月）の領収書のうち、一人の委員が受領印の押印の際に自己の苗字と異なる印影を使用した件が1件あることが認められた。

b 5連区の各委員に対して交付された弁償費の領収書と本件資金前渡員の現金出納簿を突合したところ、大和町連区において、領収書の受領年月日が平成31年4月14日となっているにもかかわらず、現金出納簿の払出年月日が同月11日となっているものが1件あった。

(4) 5連区における各委員に交付された後の弁償費の取扱い

弁償費が本件資金前渡員から各委員に対して現金で直接交付されるようになった平成30年度及び令和元年度においては、弁償費が各委員に交付された後に、協議会の活動を維持するために必要なものであることや、丹陽町と大和町の各連区の協議会においては、同意がない場合は徴収しないことを説明するなどの配慮を示し、各委員全員の同意を得た上で、弁償費が交付された協議会の定例会の場において、その同額を徴収していたとのことであった。

また、神山連区の協議会では、令和元年12月以降、弁償費と同額の徴収を行っておらず、葉栗連区の協議会では、令和2年度下半期分以降は、協議会に必要な費用はその都度徴収することとし、木曾川町連区の協議会では、協議会に必要な費用について、今後の徴収のあり方の検討を始めているとのことであった。

なお、5連区の協議会会長の説明によれば、いずれの連区においても、毎年、年度末等の時期、あるいは民生委員及び児童委員の任期である3年ごとに、各連区の協議会が各委員に対して、弁償費から各協議会の活動に要した費用を除いて精算した残額を返還しているとのことであった。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を判断する。

請求人は、平成29年4月28日から令和元年12月9日までの間において5連区の各委員に支払われた合計13,524,664円の弁償費が、各連区の協議会において管理されており、交付要綱に定められる各委員の日常活動の費用として使用されていないことが違法若しくは不当である旨を主張する。

請求人の主張する弁償費の支払われた期間のうち、平成29年度の弁償費の交付については、前回の住民監査請求の監査の結果において、直ちに違法若しくは不当な公金の支出等とまではいうことはできないと判断しているところであり、その期間については新たに言及するまでもない。

そこで、5連区における平成30年度及び令和元年度の弁償費の交付について検討する。

監査の結果、5連区において、平成30年度以降の弁償費の交付手続は改正され、平成30年度及び令和元年度は、基本的に各委員に日常活動に要する費用として弁償費が直接交付されていたことは認められた。これに伴い、県の財務会計行為は完了したと言えるのであって、本来、交付後の弁償費の用途について違法性・不当性を問題にする余地はない。なお、上述のとおり、協議会の会議を欠席した委員に対し、協議会会長等が別途現金を交付した事例、自己の苗字と異なる印影による捺印及び領収書の受領日付の誤りは、県の上記財務会計行為の完了を妨げるまでの事情にはならない。

もっとも、5連区では、弁償費が交付された協議会の定例会の場において欠席者を除き、いずれも各委員から協議会の活動のために交付された弁償費と同額を徴収していることが認められた。そのため、その徴収に当たり各委員の任意の提供でない事情がうかがわれるのか、実質的に弁償費の交付手続の改正がなされていなかったと考える余地があるのか、念のため検討した。

平成30年度以降、いずれの連区においても、協議会の活動に必要な旨を説明した上で、それらに要する費用として徴収していた。また、神山連区の協議会を除く四つの協議会では、年度末等の時期に余剰金がある場合は、各委員に返還する旨を説明していた。さらに、丹陽町と大和町の各連区の協議会では、行事ごとの費用徴収を希望する民生委員及び児童委員があれば、その委員の希望に従って個別に徴収する旨の説明が行われ、神山連区の協議会では、令和元年12月以降は、その徴収自体を行っておらず、

葉栗連区の協議会では、令和2年度下半期分以降は必要の都度個別に徴収を始めており、木曾川町連区の協議会では、協議会に必要な費用について今後の徴収のあり方の検討を始めている状況にあること等が認められたが、上記徴収に当たり各委員の任意の提供でなかった事情をうかがうことはできなかった。よって、その余を判断するまでもなく、5連区の各委員に対する弁償費が各連区の協議会において管理されることにより交付要綱に定められる各委員の日常活動の費用として使用されていないことが違法若しくは不当であるとする請求人の主張は採用することはできない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

別表

在職期間	弁 償 費		
	民生委員分	児童委員分	合 計
11月	27,041円	27,041円	54,082円
10月	24,583円	24,583円	49,166円
9月	22,125円	22,125円	44,250円
8月	19,666円	19,666円	39,332円
7月	17,208円	17,208円	34,416円
6月	14,750円	14,750円	29,500円
5月	12,291円	12,291円	24,582円
4月	9,833円	9,833円	19,666円
3月	7,375円	7,375円	14,750円
2月	4,916円	4,916円	9,832円
1月	2,458円	2,458円	4,916円

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を令和3年5月25日認可した。

令和3年5月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 稲沢市土地改良区定款
- 占部用水土地改良区定款
- 佐屋町土地改良区定款
- 高豊土地改良区定款
- 高浜市土地改良区定款
- 立田村土地改良区定款
- 知多南部土地改良区定款
- 知立土地改良区定款
- 富田町土地改良区定款
- 豊橋南部土地改良区定款
- 藤高土地改良区定款

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事は完了した。

令和3年5月25日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の 住 所	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	公共施設 の 種 類	公 共 施 設 の 位 置 及 び 区 域
2尾建 96-55	令和 2. 6.30	株式会社 I T O ケアサポー ト 代表取締役 伊藤 哲弥	豊明市栄町西大根30- 21	豊明市沓掛町荒 畑26-57及び26- 283	道路	豊明市沓掛町 荒畑26-57及 び26-283の 各一部

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和3年5月25日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日 ⑦随意契約の理由

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県総務局総務部情報政策課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

- ①行政情報通信ネットワーク等運営管理業務委託 一式 ②令和3年4月1日 ③名古屋市中区錦二丁目17-21 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 ④ア 基本委託料192,374,028円 イ 従量分深夜等時間帯作業1人1時間当たり9,240円(単価) ウ 早朝及び夜間時間帯作業1人1時間当たり7,700円(単価) エ 組織変更等による課室移転等に伴うネットワーク変更業務47品目(単価) ⑤随意契約 ⑦政令第11条第1項第2号該当

- ①i JAMP等利用契約 一式 ②令和3年4月1日 ③東京都中央区銀座五丁目15-8 株式会社時事通信社 ④39,864,000円 ⑤随意契約 ⑦政令第11条第1項第1号該当

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県東部家畜保健衛生所 豊橋市西幸町字古並51-1

- ①豚熱生ワクチン(シード)400,000頭分(20頭分/組) ②令和3年4月23日 ③名古屋市中区丸の内三丁目11番9号 中北薬品株式会社 ④1組(20頭分)当たり2,101円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和3年3月9日